

Title	森戸辰男事件と黎明会
Sub Title	Reaction of the Reimei-Kai on the Morito Case in 1920
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.12 (1995. 12) ,p.11- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	石川明教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19951228-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

森戸辰男事件と黎明会

中
村
勝
範

- 一 問題の提起
- 二 福田徳三における国体論と自由
- 三 桑木巖翼における文化主義と自由
- 四 木村久一における官尊民卑の自由論批判
- 五 五来欣造における社会連帯主義と自由
- 六 佐々木惣一における法律解釈論と自由
- 七 大山郁夫における抽象的自由論
- 八 吉野作造における変幻自在的自由論
- 九 結語

一 問題の提起

黎明会は大正中期における温和な学者、文化人の民主的思想団体であった。該会は講演会を開催し、その講演を収録した雑誌を発行することにより、民主的思想を広めようとしていた。該会は大正九（一九二〇）年二月十日、第十回

講演会を開催し、この講演を全収録した雑誌『黎明講演集』第二巻第四号を大正九年四月一日の日付で発行した。講演会当日の朝刊には次のような広告が掲載された。

黎明会第十回講演会⁽¹⁾

言論の自由に就て⁽²⁾

本日午後五時

於神田青年会館(入場料十銭)

- | | | |
|---------------|-------|-------|
| 開会の辞 | 法学博士 | 福田 徳三 |
| 思想の自由 | 早大教授 | 木村 久一 |
| 研究と批評 | 文学博士 | 桑木 厳翼 |
| 大学教授研究の限界 | 法学博士 | 佐々木惣一 |
| 危険思想とは何ぞや | | 五来 欣造 |
| 社会科学に於ける研究の自由 | 大山 郁夫 | |
| 危険思想の弁 | 法学博士 | 吉野 作造 |

黎明会が「言論の自由に就て」という看板の下に講演会を開催した理由については、福田の「開会の辞」から探ることができる。すなわち、最近の一学者に対する政府の処置をめぐり、行政上、司法上の問題としては、黎明会員中、異議をもたない者もいるが、「その取扱方、これに対する態度」が言論の自由を尊重しないという認識において会員中大多数が殆ど同一であり、言論の自由を守るといふ一事に最大の眼目を置く黎明会としては到底黙視できない時機だと考える、と述べた。つまり該講演会は、大正九年一月に惹起した森戸辰男事件をもって言論自由の危機と認識した多くの黎明会員の反応である。

黎明会は吉野作造に対する浪人会の言論干渉を契機に、言論の自由を守る団体として組織された。森戸は黎明会創

立以来の会員であった。これらのことから該会は他の如何なる団体よりも早く言論の自由を守るために積極的に立ち上がっても不思議はなかった。しかしながら、実際には文化学会が発議し、著作家組合、社会政策学会、啓明会等十団体連合による森戸問題大演説会（二月七日、神田青年会館）に遅れをとった。文化学会は一月二十日過ぎには森戸擁護の会合を持ったが、黎明会はその頃沈黙していた。もっとも黎明会員に北沢新次郎、木村久一らは黙過すべきに非ずとして会としての奮起を促した。⁽⁴⁾ その結果、二月一日（大正九年）午後五時より神田一つ橋学士会において森戸事件に対する該会としての意見を交換することになった。この会合におけるポイントは、森戸事件に対して態度不鮮明な福田徳三の意見如何ということであつた。⁽⁵⁾ 出席者は桑木巖巖、吉野作造、渡辺鉄蔵、北沢新次郎、大島正徳、大山郁夫、福田徳三、五来欣造、穂積重遠、木村久一、面家莊侘であつた。⁽⁶⁾ 吉野、北沢、木村の急進派は極力森戸擁護を主張し、福田、穂積、桑木は保守的意見を述べたが大勢は急進派に傾き、その態度が注目された福田も遂に妥協したといふ。⁽⁷⁾ 黎明会が組織として森戸事件に沈黙しつづけていた理由は、該会のリーダーである福田が該事件に積極的にかかわる意志を持っていなかったことによるであろう。福田が該事件に積極的にリーダーシップを発揮しなかつた理由として次の三点が考えられる。

第一の理由は、前年（大正八年）末頃には福田と該会同人との間で大分意見が違つてきており、一度潰してうか大改造を行うかでなくては会に留まることができぬ、⁽⁸⁾ と福田自身が語っていた。リーダーである福田のかかる迷いから黎明会の活動は鈍くなつていた。

第二の理由は、福田の反社会主義が原因であつたと思われる。福田は大正八（一九一九）年末、自己の立場を、昔から社会主義には反対であつて、現在でも反対であるといひ切つていた。⁽⁹⁾ 国家を否定する無政府主義は社会主義の中でも、極めて過激である。明治末年以来、幸徳秋水に代表される日本の無政府主義は「国体」を否定するものとして極悪視されていた。日本主義者で、国体論者である福田が無政府主義を主張した森戸を素直に擁護できなくても不思議

はない。

第三に、森戸論文に対する政府の処置をめぐっては、福田も「開会の辞」で述べていたように、黎明会員中には異議をもたない者もあり、見解が一致していなかったことにもよるだろう。

以上の理由にもかかわらず、福田は結局、黎明会内急進派と妥協し、森戸擁護のための黎明会第十回講演会の開催に同意し、開会の辞を述べることになる。該講演会は第一回講演会以来前例のないほどの聴衆であると福田は述べ、⁽¹¹⁾聴衆約二千であった。開会は午後五時、閉会は十時半であった。実に五時間余の長きに渡る講演会であった。この間、森戸は終始演壇の傍に在って傾聴していた。⁽¹²⁾

黎明会はその創設以来、会員各自の目指す方向において一致したものを求めないとしていた。しかも、第十回講演会を開催した頃の該会は衰退しかかっており、該講演会とその講演集の発行を以って黎明会は消えた。いわば、該講演会は黎明会の末期の声であった。そこにおいて該会がとり挙げたテーマが言論の自由に就て、すなわち森戸事件に現れた国家と思想・文化の対立問題であった。本稿の課題は、黎明会に所属する各知識人が国家と思想・文化の対立問題に対し自己を如何に賭けていたかを考察するにある。

(1) 『東京朝日新聞』大正九年二月十日。時事新聞その他の新聞にもほぼ同様な広告が掲載された。

(2) 該講演会が「言論の自由に就て」という題名の下に行われたことは間違いない。講演会の当日の朝刊広告に明記されているだけでなく、講演会の冒頭で福田徳三が「今日は私共黎明会に於て特に『言論の自由に就て』といふ題目を選びまして講演会を開くことになりました」(『黎明講演集』第二巻第四号 大正九年四月一日 二頁)と述べたところから明らかである。しかし、この講演会の本講演を収録した『黎明講演集』第二巻第四号は表紙に目次を掲示し、その上に「研究及発表の自由」と刻み、「言論の自由に就て」と刻んでいない。

(3) 前掲『黎明講演集』第二巻第四号表紙の目次は広告といささか違い左の如くなっている。
研究及発表の自由

- 言論自由の発達 法学博士 福田 徳三
研究と批評 文学博士 桑木 徹翼
思想の自由 早大教授 木村 久一
大学教授研究の限界 法学博士 佐々木惣一
社会科学に於ける研究の自由 大山 郁夫
危険思想とは何ぞや 早大教授 五木 欣造
危険思想の弁 法学博士 吉野 作造
- (4)(5) 「態度不鮮明とあつて／福田博士注目さる／森戸問題に奮起した黎明会／本日総会を開いて協議」(『大正日日新聞』大正九年二月一日)。
- (6)(7) 「急進派の希望通り／森戸氏弁護に決す／一日夜の黎明会例会」(『大正日日新聞』大正九年二月三日)。
- (8) 「今年は随分／担がれ通しさと／黎明会もダメだし／マルクス全集も中止／河上博士を逸して／納まらぬ福田博士」(『東京朝日新聞』大正八年十二月二十二日)。福田が同人との間に意見が食い違うようになった理由の一つに、自分の思い通りにならぬとすぐゴネるところにあった(木佐木勝『木佐木日記―滝田樗陰とその時代―』(図書新聞社 一九六五年十二月十五日 八三頁)。
- (9) 「記者「福田博士の演説を見る」(『改造』大正九年二月号)。この福田の発言は大正八年十二月二十一日の社会政策学会における「河上博士に答ふ」と題する発表中のものである。新聞では「私は学問として社会民主主義に敬意を表するが社会主義者ではない」と述べたと報じられている(『福田博士の大气焰／社会民主主義に就て／河上博士の説を論駁／きのふ、社会政策学会の第二日目に』(『東京日日新聞』大正九年十二月二十二日)。
- (10) 福田の「開会の辞」中の言葉である(前掲『黎明講演集』)。
- (11) 「言論の圧迫で／學術的研究を処刑したのは／西班牙と露西亜だけ」(『時事新報』大正九年一月十一日夕刊)及び中目尚義「雑記」(前掲『黎明講演集』)。
- (12) 「森戸氏も傍聴した／黎明会の講演／思想界の驍將轡を駢べて／言論の自由を熱狂す」(『大正日日新聞』大正九年十二月十二日)。

無政府主義を主張するものと同一視すべきではない。研究の結果が社会又は国家に害があるかどうかは問題ではない。学者は研究の結果を真なりと思えば、それを熱心に説くのは当然である。

とはいえ、無政府主義の議論も、これに関するあらゆる言論を自由にしろというのではない。「否大に取締らなければならぬこともある」、しかし議論が「狭い言葉の意味のプロパガンダ」であれば余程慎重に取り扱うべきである。無政府主義、社会主義の主張を「無理なるプロパガンダ」とすることは、学術研究の名義の乱用であり甚だ憎むべき忌むべきことである。それは国家、社会の立場から不可んが、就中学問研究はこのために滅茶滅茶にされる。しかし、学者が研究した結果、自己が真なりと思うところを極力説明して他人を納得させるために熱心に説くことは決してプロパガンダではない。こうした学者の研究発表が官憲から独立しているのではなく、真正の学問の発達というものは得られない。

結論として、(1)言論の自由は決して絶対的なものではなく、若干の制限を認めることは已むを得ない。これを下に対する制限と名づけたい。(2)然し乍ら其下に対する制限には又必ず制限が必要である。これを制限の制限、又は上に対する制限と名づけたい。即ち言論の制限は必ず法律的制限のみに限る可く、決して行政的であってはならぬ。之を純法律的制限と名づける。従って言論の自由とは、一切の法律からの自由の意味ではなく、一切の行政、政略、政策からの自由の意味である。言論の制限は判事のみが純法律的に裁判をする可きで、行政官が手心や政略のためにすべきではない。「行政上の手心と云ふことが言論自由の大敵で、其の範囲が広ければ広いほど、弊害は甚しい」のである。言論の自由の主張は国の警察法律からの自由ではなく、警察機関からの自由である。

以上が福田の「開会の辞」(「言論の自由の発達に就て」)である。福田講演の第一の特徴は、長大なことであった。『黎明会講演集』第二巻第四号の本文一五六頁中、実に五九頁を費し、七人の全講師の全講演量の約三八%を占めている。この長大な講演の第二の特徴は、独逸の過去の言論統制史を蜿蜒と論ずるところは筋が通っているが、新聞紙法第

四十二条の法解釈、論理の展開においては混乱、曖昧、矛盾し、主張は以下の通り明確ではなかった。

(一) 新聞紙法第四十二条の「朝憲ヲ紊乱セントスル」ということが如何なることか分からないとしながら、直ちに無政府主義に関する事項を新聞に掲げることは朝憲を紊乱せんとする事項の掲載となるかという点、「決してさうではないと思ひます」という。まことに不条理な弁説である。無政府主義の研究発表が、朝憲紊乱にならないとするのであるならば、それに先立ち朝憲紊乱を法律上厳密に解釈し、その上で無政府主義を研究発表することは朝憲紊乱罪にいささかも抵触しないとなくては論理的ではない。佐々木惣一はそうした。⁽²⁾

(二) 福田は一方においては学問上、日本において皇室の尊厳を冒瀆するようなことは未だ例がなく、今後もしうことは絶無であるという。そういういながら、他方、学者は研究結果を真なりと思えば、それを熱心に他人に説くのは当然である、ともいう。こうした前後の主張に矛盾はないであろうか。なぜならば、学者が国家は消滅することの結論を真なりとして熱心に他人に説いたならば、主権者である「皇室の尊厳を冒瀆する」ことになるからである。

(三) 無政府主義、社会主義の議論も狭い意味でのプロパガンダであれば、取締りに慎重に取扱うべきであるが、無理なプロパガンダは学術研究の乱用であるという。しかし狭いプロパガンダと無理なプロパガンダ、すなわち「狭い」と「無理」は見る者により、狭くも無理にも、またその逆にもなり得るのである。さらに学者が研究した結果を熱心に説くこと、つまり研究発表はプロパガンダではない、ともいうが、その研究発表とプロパガンダとの境界線もまた不明瞭である。森戸論文を批判、非難する者は該論文をプロパガンダであるとし、他方、森戸や森戸擁護者は該論文を学問研究の範囲内のものであってプロパガンダに非ずとした。ことほど左様に学問研究とプロパガンダもまた、判断する者により異なるのである。

(四) 福田は言論の自由とは警察機関からの自由であって、警察法律からの自由ではないとしたが、このことの意味は、森戸論文が新聞紙法第四十二条に該当するというものであるならば、その法律により処分されるのは已むを得な

いということであろう。すなわち、「朝憲ヲ紊乱セントスルノ事項」という文言が法律的に説明可能であり、森戸論文がそれに触れるのであれば処分また已むなしということが「言論の自由とは、一切の法律からの自由の意味」ではなく、換言すれば、「国の警察法律からの自由」ではなく、「法律により言論を制限」され、「判事は純法律的にのみ裁判す可き」であるということであろう。そうだとすると、言論・学問研究は絶対自由であるとはいえない。福田の言論・学問研究自由論は、不確かなものであった。

福田は講演会の冒頭において、森戸事件をもって言論の危機と認識し、該講演会を開催したと述べた。そうであるならば、福田は終始一貫、森戸論文が朝憲紊乱の条項に該当せず、皇室の尊厳をいささかも冒瀆せず、それは研究の範囲内のものであってプロパガンダでは断じてなく、言論・研究の自由は絶対である等につき、法律的、論理的に説明すべきであった。しかし福田自身は朝憲紊乱に関する法解釈が不明であると告白し、森戸論文は皇室の尊厳をいささかも冒瀆するものに非ずともせず、またそれはプロパガンダに非ず、研究そのものであるとも断定しない。言論・研究の自由も絶対でないとする。かくて福田の弁説は、森戸事件における研究発表の自由擁護講演としては筋の通った論理の糸をたぐることができない。

第三に、福田徳三は十五世紀中葉から十九世紀末に至るまでの独逸における言論の発達史の研究ほどに、森戸事件には熱意がなかったことがわかる。既述のごとく、この当時の福田は黎明会への熱意がさめ、同人との関係も冷却中であったこともあって、該講演会にも消極的であった。こうしたことも原因となって福田は、森戸事件への食い入るような探求心をそいでおり、その結果が論理的不条理な講演になったのかもしれない。しかしながら理由はどうあれ、不明瞭な講演は、講演のテーマに熱心でないところから生まれる。

もっとも福田の論理的不条理な講演の根本原因は別のところにあったと思われる。そもそも福田は天皇絶対、神国日本論者であった。この福田が、絶対とする国体観と絶対的に矛盾する言論・研究の自由論に足を踏み入れたところ

がそもそも間違いであった。ある何ものかを絶対とする限り、その下における自由は、すべて絶対者の枠の中における自由である。つまり制限つきの独立自由である。すなわち絶対の自由ではない。福田の思考は分裂し、混乱せざるを得ない。福田が森戸事件に熱心になれず、従って不条理な講演にならざるを得なかった根本的な理由は思想の不徹底に起因した。

第四に、福田の直感には注目すべきものがあつた。たとえば福田が、ボルシェヴィスムの専制下においては、下からの圧迫は激化するが、今日の日本では言論圧迫は専ら上からあり、下からの圧迫はない、しかし、上からの圧迫を緩めない間に、下からの圧迫が現われ、言論に従事するものは上下からの圧迫の為に板挟みになる時勢が来たりはしないかとしたが、この点は未来を洞察した卓見であつた。しかも板挟みになる時勢が来るのではないかと憂慮した者は、黎明会同人中他にも存在したことが、言論自由の尊重すべき所以を、「高唱力説せざるを得ずと、感ずるに至つた一つの理由」としている点を注目すべきである。福田のみならず黎明会同人にかかる憂慮があつたということとは、今日の日本には上下からの圧迫はまだまだないのではなく、じつはその徴候がすでにして現われていたということである。しかも、森戸事件講演会において下からの圧迫を憂慮しているということは、該事件をめぐる諸動向の中を下からの圧迫が顕在化していたということではなかつたか。たとえば森戸事件を能うる限り穩便に処理しようとした山川健次郎東大総長や東大経済学部教授会は、国家権力の圧力と森戸擁護派の学生大衆の圧力との板挟みになつていたが、福田はそのことを憂慮したのではなかつたか。福田が森戸擁護の黎明会講演会の踏切りが悪かつた一因はここにもあつたのではないかと思われる。事件は異なり、時間は森戸事件より約九か月逆上るが、大正八年初夏の頃より、一段と高揚激化しつつ粗野粗暴化する労働運動に対し、吉野作造は人道主義的労働運動の必要を説いたが、そのことによつて吉野は永年手塩にかけてきた労働組合運動とその指導者から疎外され、反発を買ふことになつた。¹⁾ これもまた下からの圧迫を受けた例になるであろう。森戸辰男事件は、ようやく活気を帯びてきた大正デモクラシー運動の中にあつ

て、教授と学生大衆の連帯と離反、大衆学生間の団結と分裂を一瞬の間に演じる場になったが、⁽⁵⁾ 穩便な民主的団体である黎明会の中にも森戸事件をめぐる大衆行動乃至は森戸事件を含む社会思想運動の中に、大衆行動による言論圧迫の予兆を感じとった者が福田徳三ただ一人ではなかったことは特筆しておくべきであろう。

- (1) 既述の通り新聞への予告広告には「開会の辞」とあり、福田は自分の講述を「開会の辞」であるとしたが、『黎明会講演集』第二巻第四号の表紙及び扉の目次は「言論自由の発達に就て―大正九年二月二十日黎明会講演―」となっている。
- (2) 拙稿「近代日本思想史上の森戸事件」(慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会編『法学政治学論究』第二十四号(一九九五年春季号))。
- (3) 拙稿「森戸辰男事件と黎明期学生運動」(慶應義塾大学法学研究会編『教養論叢』第95号・一九九四年二月)。
- (4) 拙稿「吉野作造と人道主義的労働運動観」(日本大学法学部『政治学をめぐる諸問題―鶴澤義行博士古稀記念論文集―』平成二年六月十八日)。
- (5) 前掲「森戸辰男事件と黎明期学生運動」。

三 桑木巖翼における文化主義と自由

桑木巖翼の講演「研究と批評」を考察する。まず講演の要約である。

学術は、(1)事実及び法則の発見の学と、(2)原理及び理想の攻究の学に大別できる。前者は実験観察等により許多の事実材料を蒐集し、又特殊の著明の事実を選定して其筋路を明にし、並びにそれから導き出される法則を確定する学問である。後者の原理、理想の攻究は、種々の法則の根底になるもので、多くの場合仮定として設立され、それが次第に證明されて確定した学説を構成する。原理の研究で大切なものは古来の学説の研究である。理想の研究に至っては、益々学説の研究が大切になる。理想は、事実に対する人々の要求を基礎とするから、自然界及び社会より一層離

れたものとなる。従つて理想研究に参考となるものは、古來種々の解釈が如何に現われているかということである。すなわち學說の歴史である。要するに原理、理想の研究には學說の歴史的研究が重要である。

歴史的研究をする第一の目的は、從來の學說が如何なる意味を持つてゐるかということであるから、從來の學說を先ず忠実に理解することが、必要である。古い時代の學說であれば精査しなければならず、近代の學說であれば學說の論理的構成、あるいは再現をすることである。學說研究者の最も重要な原理はこの學說構成という点にある。その學說を構成する場合は、出来るだけ著者の立場に自分を置かねばならず、著者の文言を用い、或場合には著者自身の意識して居なかつた事柄をも自分の新しい解釈で巧に明にして行かなければならぬ、即ち原著者よりも却つて巧に其の說を叙述できたならば成功したといえる。學說を叙述する場合、若しくは學說が比較的^に非難の多いやうなものであつた場合には、或は非常に空想的のやうに考へられる場合には、其の論證は益々巧妙でなければならぬ。即ち著者の前提を假定して著者と同一立場に立つて、著者よりは更に論理的に其意見を叙述しなければならぬ。之に依つて真理は何事にも存するものであると云ふことを示すことが出来たならば、甚だ成功したと言はなければならぬ。又或いは、如何にして其の說は虚妄であるということを何人も感ずるようになれば、それは論理に誤りがあるのでなく、前提に間違いがあるということ^を何人も同時に理解するであろう。之に依つて、知らず識らず其の說の価値を人々が会得するようになる。

學說の研究において当否の判定を要求する者がいても、學說の当否は歴史的発展により證明されるから、一の學說のみを取り離して決定できない。また或る學說の前提が今日から考えれば間違つたものでも、其の學說の文化史的意味を認めることが可能である。真理は固定した意味において絶対的ではないから、或る時代の思想や自己の意見を標準にして当否を判断することは余り効果が無い。

學術的研究の批評には虚心平氣に他人の學說を了解し、その了解の間に批評することである。この意味における批

評は物の長短を指摘するのでなく、長所を長所として發揮せしめようということにあるのである。

批評には必ず是非の判断が必要というのであれば、それは結局独断となる。また、諸説の欠点のみを指摘するのが批評の任務であるとするならば、それは懷疑と選ぶ所はない。世間には往々にして研究には批評は不可欠と称し、自分の先入観に基き対象とするものの長所と短所を唯列挙する者があるが、其の長所とする所は自分の考えと一致するものであり、短所は自分の嫌うものである。

如何なる学者の説明も、其の言い表し方に多少一方に偏する所があるから其偏する所に同情を以て批評を加へなければ、学者の真意を了解することは到底出来なであらう。学説的研究は同情と謙遜の態度を以て古今の学説を納受して可能となる。研究の自由なる批評はここから生じる。

以上が桑木講演の要約である。該講演の第一の特徴は、講演全体が「研究と批評」に関する原理論であり、森戸辰男、クロボトキン、東大総長、東大経済学部教授会、無政府主義、政府、大学の独立、警察、裁判等の文言や、思想言論の絶対自由等の文言は、実に見事にといいいほど皆無に近い。徹頭徹尾、研究と批評とは斯くのごとく在るべきであるという説論に徹底している。

第二の特徴としては、該講演は森戸事件に直結する文言はただの一言も使用することなく、あたかも「研究と批評」に関する哲学的考察であるかのごとき外衣を装いながら、その内実は一字の無駄もなく、森戸論文を摘発する者を詰問している。すなわち、「原理、理想等の研究には学説の歴史的研究が第一に重要」であるという。その発言の背後において桑木は社会思想を研究する森戸がクロボトキンの学説を研究することの必然を説いている。あるいはまた、学説を忠実に理解するために重要なことは、学説の論理的構成であるが、そのために著者の立場に自分を置き、原著者より却って巧に其の説を叙述できたならば、最も成功したといえるという。これは森戸がクロボトキンの理論を紹介するに当たり、森戸自身の「新しい解釈で巧」に、「原著者より却て巧」に叙述してもよしとすると同時に、巧みに

解釈し叙述するを要することになる。しかしながら、学説に非難の多い場合や空想的に考えられる場合には、その論證は一段と巧妙を要し、「著者よりは更に論理的に其意見を叙述」し、真理は何事にも存在することを示さなくてはならぬとしている点は、森戸自身はその点十分に巧妙ならず、むしろ稚拙であったように思われる。

真理は、固定した意味において絶対的ではない、根本は原理、理想を説く学説に対して自己の意見で賛否を判断することは困難かつ効能無きこととしている箇所は、森戸事件に関連して無政府主義思想を非難するものを強くいましめていることになるであろう。

或る事柄を一方から見ると長所となるが、他方から見ると短所となるということは、非難されている無政府主義思想も見る立場によっては益するところが大ではないかと忠告しているように思われる。かくて桑木講演は一字一句が、ことごとく森戸事件を「研究と批評」という観点から論じている。桑木講演は活字にして福田講演の五分の一強、佐々木惣一講演の二分の一より遥かに少量であり、大山郁夫講演より少く、吉野作造講演と同じであるが質は高度である。桑木の論法をもってすれば、いかなる言論抑圧の時代においても、学問研究及び表現の自由を主張することが可能であることを示唆する。まさに「巧妙」を極めた講演であった。しかし、この抽象論を純粹培養した桑木講演は、二千名の大衆の聴衆相手のものとしては「甚だ成功」したとはいえないであろう。それは聴衆には難解過ぎるだけでなく、該講演を取材した記者にも難解であったであろうか、他の講師の講演内容は紹介されていても桑木のそれは新聞に紹介されていない⁽¹⁾。

該講演は、その頃桑木が執筆した論説「批評的精神の誤解」⁽²⁾をやや平易にしたものである。講演中の主要部分とはことごとく論説の中に含まれている。論説は、研究的態度と批判的精神とは攻学上の套語であるが、其の意味は誤り、その適用は濫りにすることが少くない、という前提から出発する。その上で、新学説、新文芸が顕れた時、先進大家

がこれに応ずる「研究とは抑圧の義となり、批評とは眨點」となるために、真の研究と批評とを阻害し妨害する事が些少でないに進む。かかる論説の問題提起は講演にはそのまま現れていないが、講演の末尾に述べられた、批評といえは自己の先入観に基き対象とするもの長所と短所を唯列挙し、其の長所とする所は自分の会心の所であり、短所は初めから自分の嫌悪している所であるか、あるいは長短の列挙が揚げ足取り的論法で、甲の点を批評する時には乙の標準を用い、乙の点を批評する時には甲の点を標準にするような者があるとした箇所に通ずる。いずれも森戸のクロボトキン論批判への反批判である。

論説の中核は次の点にあると思われる。すなわち、真の批評は其の学説の真義を明にし、其の中より取るべき所を示して其の論理的基礎を明にすることにある、凡そ如何なる学説も徹頭徹尾完全無欠でもなければ、すべて誤謬といふこともない。「真の極端なるものも皆、時勢との関係上或点を特に力説することよるとして、之をも是認すべき場合があることを発見する」、是故に学説の批評は之を可否するよりは寧ろ正當に理會することに存せねばならぬ。以上が論説の中核であるが、かかる部分は講演の中核にも据えられており、これらもまた森戸論文批判者への反批判となつてゐる。

論説の末尾に以下のことが叙述されている。すなわち研究、批評は畢竟それを行う人々の性情、境遇により複雑なる差異を生じ、解釈の一定せざる結果を生む。ここに思想の衝突が生じ、かかる衝突を人性の必要的結果として甘受したい。而してその「公明なる衝突の行はれる中から次第に其の批評的精神を發揮して知識の極致に達することを期せなければならぬ」とある。この論説の部分は講演には無いものであるが、この部分に現体制を批判する思想に対し、つまり、森戸の無政府主義思想の主張に対してもそれを甘受すべきであらうという桑木の真意がうかがわれる。桑木は当時、アナキズムをいまだこれを空想と看做しつつ、其の精神には尊敬に値すべき理想的態度が現われてゐるとしてゐた。⁽³⁾ 桑木は左右田喜一郎と同様に文化主義の唱導者であり、個々の思想には「夫れ〱の価値」が存して

いるのであるから何れの思想が正しく何れの思想が誤れりとするを好まない、とする立場を貫こうとしていた。⁽⁴⁾
 ことほどさようにして文化主義者はすまじ顔で厳正中立的立場を標榜していた。かかる立場は平穩なる時代の知識人には求められるべきものであろう。あるいはかかる立場は時代から隔離した研究室人には遵守されるべきであらう。しかしながらかかる厳正中立的、多元論を唱道していた桑木、左右田の周辺には階級闘争の思想と運動が高揚していた。階級闘争は、味方でない者は敵とする思想と運動である。かかる大激動の時代であって、いずれの思想にも正しいものがあるとする立場は、政治・思想・運動力学的に厳正中立ではなく、よくいって日和見であり、激烈に抗争する政治・思想・運動の戦場においては革命陣営の防波堤として利用される。桑木や左右田の文化主義が持てはやされたのは、一面において寛容な多元主義の高揚、すなわちデモクラシー思想の成長ともいえるが、それはコインの一面であって、別の面としては過激思想が文化主義を楯にその勢力を伸長させるために利用していたのである。

(1) 時事新報、大正日日新聞、東京朝日新聞には該講演会が記事になっているが、大正日日新聞だけが桑木の氏名と演題だけを書きその内容は紹介せず、他の二紙はその氏名すら記していない。東京日日新聞、読売新聞には該講演会の記事がない。

(2) 桑木巖翼「批評的精神の誤解」〔改造〕大正九年三月号。同誌に掲載された山川均「河上福田問題の総勘定」の脱稿は(九一、一九)と記され、野村兼太郎「労働の享樂化」は(一九二〇年二月五日稿)と記され、三浦周行「家族制度の過去及将来」は(大正九二七)と脱稿日が記されている。桑木は彼の論稿が脱稿されたか、少なくともそれがほぼ固まった段階で黎明会講演会に臨んだと思う。

(3) 桑木巖翼「社会主義より文化主義へ」〔解放〕大正九年四月号。

(4) 「晩近思想の／＼哲學的根柢を／＼是非を斥けた厳正批判」／国民教育奨励会の講習会に出席する／文学博士桑木巖翼氏談〔国民新聞〕大正九年三月一日。

四 木村久一における官尊民卑的自由論批判

木村久一の講演「思想言論の自由」の要約にあたり、便宜上その内容を講演にそって区分する。

(一) 思想言論の絶対的自由を主張する。自由の享受という点については大学教授と普通人の間に差別があつてはならない。

(二) ソクラテス(Sokrates, BC 469-BC 399)、耶蘇、ブルーノ(Giordno Bruno, 1548-1600)、ガリレオ(Galileo Galilei, 1564-1642)、コペルニクス(Nicolaus Copernicus, 1473-1543)やダーキン(Charles Robert Darwin, 1809-1882)の迫害に見られるごとく、思想言論の有害無害という事は主観的に如何に明白でも頼りにならないものである。

(三) 官憲は現状から利益を得ている階級の意を体して行動しなければならぬから、彼等の思想は知らぬ間に特権階級の思想と同じものになっている。官憲による思想言論の判断は不適任である。

(四) 仮に思想言論の有害無害の判断が人間に可能だとしても、安全無害思想だけを弄んでは真理の探求は不可能である。自然科学の歴史を見ても、若し病的現象や変態現象の研究が無かつたなら、心理学や生理学は今日の半分も進歩しなかつたであろう。他の学問も同様である。

(五) 思想言論の自由を絶対にするれば、社会は混乱に陥るとする者がいる。しかし新思想の伝播は、人間の新しいものを嫌うという傾向(ミソネイズム)により遅々たるものであるから心配無用である。思想は官憲による取締りを全廃し、思想の自然淘汰に任せるべきである。思想を破ることができるものは思想だけである。思想は権力を以て圧迫できるが、圧迫は危険行為を生むだけである。

(六) 官憲が思想を取締ると国民の思想が単調になる。思想統一された国民は、旧独逸の如く挙国相率いて闖國的過誤を犯す恐れがある。また人間には反抗性がある。発売禁止された『経済学研究』は十版か二十版重ねた位読まれたと

思うが、こうなるとクロボトキンの思想を最も宣伝したのは誰ぞやということになる。過激思想が最も盛んに起こった露西亜は、最も思想を取締った国であり、思想の最も堅実な国民は思想取締りの最も寛大な英国である。

(七)帝大教授は私立大学の教員や普通人より自由を享有している。官憲は帝大教授に遠慮するが、私立大学教員や普通人にはそれが無い。帝大経済学部教授が森戸論文は危険有害と認めないと主張しつづけたならば、思想言論の自由が立派に擁護された。この意味に於て経済学部教授の無自覚を慨せざるを得ない。「森戸君がやられた。その為に世間が大変騒いで居る。併し若し問題の主人公が、森戸君でなく僕だつたら、世間は果してかくの如く騒いだであろうか。」我々は、官尊民卑の風は有らゆる形に於てこれを打破しなければならぬ。

以上が木村講演の要約である。木村は該講演の前に『新小説』、『大学評論』、『我等』、『太陽』等に森戸事件に関連した見解を述べている。⁽¹⁾講演を基準に雑誌論稿を比較すると、講演は『我等』の論説を講演化したものといつてよく、その内容はほぼ同一である。『大学評論』論文も講演に近い。『太陽』への談話は、講演の(七)に当たる部分に力点を入れて語られている。『新小説』は一連の森戸事件論の中でもっとも早く執筆したものであろうと思われるが、それだけに木村の主張の根幹になる(一)思想言論の絶対自由という主張がまだ現われないだけでなく、木村の主張の特徴となる(五)ミニネイズムも、(七)帝大教授特権論もまた現われていない。

木村は大正二年に東京帝国大学文科大学心理学を卒業し、⁽²⁾早稲田大学教授であった。その講演の特徴は二点あった。第一点は木村の専門とする学が心理学であったところから、一般から疎外されている病的現象、変態現象、精神病等を積極的に研究することによって心理学、生理学を著しく進歩させたとし、所謂健全でないものの研究が健全なるものを知る上に有益であると説を進め、健全でないものの研究を排斥すべきではないとする点である。木村はこの論法をもって健全なる思想、官憲の健全と認むる思想のみを研究して居つては、真に健全な思想に達することは到底不可能であるとか、官憲に思想の健全不健全、危険不危険が分かるなら、学者の研究は不必要、大学もまた不必要と

まで述べた。⁽³⁾

第二の特徴は木村自身が東京帝大を卒業し、私大に職を置く身であることから、帝大教授の特権を知悉した発言となっているところにある。事件の主人公が帝大助教授森戸ではなく、早大教授木村であったならば、「世間は果してかくの如く騒ぐであろうか」、そうはならなかったであろうという。木村は同じ内容のことを発表する場所を変えて繰り返す。森戸助教授事件で、世間が湧き立ったが、これは帝大教授なればこそであって、「私立大学の教員位」ならここまでは至らなかったとか、⁽⁴⁾官憲は帝大教授といえは憚っている。森戸も単なる助教授でなく、博士正教授であったなら、ここに至らなかつたかもしれない、とも該講演においていう。かかる論述は森戸事件を論ずる者や一般論者の心理を分析したものであるが、木村自身の屈折した心理の吐露でもある。かかる心理はある「コムプレックスに支配されて居る為である」とし、それは「帝大は教授も生徒も特権を有して居るといふ平生の思想」であり、「一言で云へば帝大に対する、多少抑圧された嫉妬である」、と自己分析する。⁽⁵⁾木村の該分析はそれ自体重要であるが、この点に関してはこれ以上深入りしない。ただしこれは単なるサイコアナリシスで終わることなく、予言となったことを附加しておこう。木村は該黎明会講演より四か月余り後に、『大学評論』主筆として不敬罪及び過激派思想宣伝の科により、収監そして不敬罪として一か年の懲役に処せられた。大学教授で不敬罪に問われ、その科で懲役に服したのは木村が最初であった。⁽⁶⁾しかしマスコミは森戸事件の十分の一程度も報じなかった。これを木村流に分析すれば、木村は東京帝大の出身であったが、帝大教授でも博士でもなく、私立大学の教員であったから、森戸以上に重罪を科せられたにもかかわらず、マスコミはこれに多くの関心を示さなかったということになるろう。

(1) 『新小説』大正九年二月号に「森戸助教授事件」、『大学評論』大正九年二月号に「思想言論の自由」、そして『我等』三月号に「思想言論の絶対自由」、『太陽』三月号に「帝大改造の根本義を論ず」等である。

(2) 伊藤隆『大正期「革新」派の成立』（瑞書房 昭和五十三年十二月十日）九二頁。

- (3) 前掲「森戸助教事件」。
- (4) 前掲「思想言論の自由」。
- (5) 前掲「帝大改造の根本義を論ず」。
- (6) 太田雅夫『増補大正デモクラシー研究』(新泉社 一九九〇年五月十五日) 二二〇頁。

五 五来欣造における社会連帯主義と自由

五来欣造の講演「危険思想とは何ぞや」は世界大戦後の世界では国家より社会が重視されるようになり、そのため多様な思想の共存、絶対的自由を不可とするようになったと説いたものである。以下該講演を要約する。

仏蘭西革命は個人を解放したが、自由競争の結果従来の社会組織を破壊し、社会に貧富の両階級が生じた。この社会を再度組織しなおさねばならないという思想が起った。今回の大戦は、独逸の国家主義と連合国の共同生存精神の争いである。即ち仏蘭西の社会という思想が独逸の国家という思想と争い、国家という思想が社会という思想に負けたのである。仏蘭西が勝って独逸が負けたということは、社会即ち共同体、契約的組合の組織が漸次勝利を占めて、権力により社会を統御する国家という思想が衰えたことを證明するものである。今日の世界はかかる傾向によって支配されている。国際連盟は強国が弱国を侵すことなく互いに共存していくという社会の關係である。万国労働協約は、労働者が最早商品ではない、労働は社会の為に存在し、資本家も労働者も社会と云う共同団体の共同生存の目的の為に働いて居る、と明示している。大戦中の欧羅巴に多くの委員会が生まれ、これに労働者、資本家、技師、そして生産者、消費者、その他の代表が集められた。社会全体が共同して国家事務を取ったのである。社会が国家の中へ這入り、国家が社会に占領された。

国家が社会に変わって来ると、秩序という考えも違ってくる。国家の秩序は権力により保っているのに対し、社会

の秩序は調和である。調和とは、社会を構成する各分子が自発的、意識的、合意的に共同して和を保つことである。権力主義による秩序は、思想の統一となるが、調和主義の下では多様な思想が互いに調和する。従って、調和の下では思想の統一を求める必要はない、違った思想により社会は進歩する。社会の進歩は理想、すなわち極端なる思想があるからである。西洋では権力により思想を圧迫した国は多く革命となり、思想の自由の国が却って国家安固である傾向にある。露西亜、独逸は思想を圧迫し、却って革命となり、思想に自由な仏蘭西では極端なるボルシェヴィキもあるが、他方極端なる愛国者もいる。昨年（一九一九年）、十一月十六日のフランスの総選挙の結果、社会党の議席百二から五十五に減じた。かくの如く思想の自由は国民を健全にする。思想を圧迫する国が革命となり、思想の自由なる国が堅固であるというところに真理がある。軍閥官僚の頑固なる思想をもって学者の思想を圧迫することこそ、危険なる思想と言わざるを得ない。

以上が五来欣造講演の概要である。五来の黎明会における講演は、該講演唯一回である。五来は明治八（一八七五）年に茨城県に生まれ、昭和十九（一八四四）年に死去した。素川と号した。その間、明治三十三（一九〇〇）年に東京帝国大学法科大学仏法科を卒業後、仏、独に留学し、大正三（一九一四）年に帰国、『読売新聞』主筆（大正三年）、『大観』主幹（大正六年）になった。⁽¹⁾ 該講演時代、五来は『大観』主幹であった。

「危険思想とは何ぞや」は五来が該講演とほぼ時を同じくして執筆した評論「国家思想の一変」⁽²⁾とかなり重複する。

双方共、大戦後独逸流の「国家」という観念に対抗する仏蘭西流の「社会」という観念が高唱されるに至ったことに注目し、かかる人類社会は階級の連帯関係にあるものとし、そこにおいては多様な思想が互いに調和することが不可欠であり、従って思想の多様性を前提にしないことを力説したものである。その上で五来は、「国家思想の一変」の三分の一の紙面を割き、「危険思想とは何ぞや」においては全く触れなかった仏蘭西のレオン・デュギューイ（Leon Duguit, 1859-1928）の政治哲学を紹介する。社会連帯主義の上に立つデュギューイの思想を畢竟社会が国家の

中に突入し、漸次これを占領していき、国家の性質が変化する、即ち権力の観念が漸次減じて、個人団体による協力共存の傾向が増加していくと紹介する。もっとも、五来は従来から社会連帯主義を唱えつづけていたのであって、該講演会用に急拠国家の絶対性を否認する論理を持ち出したのではなかった。五来は、クロポトキン事件以前において、レーニンの専制的社会主義は、自由と進歩という近代文明の理想と背反する結果を生んだとし、吾人の理想社会は、一方において階級専制打破、他方において自由進歩を害さぬものであるとし、ここに社会改良主義ソリタリテ、ソシアリテと社会連帯主義ソリタリテ、ソシアリテの起る所以を説き、社会連帯主義の提唱者としてのレオン・ブルジョアブルジョア(Leon Victor Auguste Bourgeois, 1851-1925)の説を紹介していた。⁽³⁾あるいは、大戦において独逸の征服主義が敗れて、仏蘭西の共同生存主義テキスレシヤンが勝ったことによつて、戦後の社会は服従主義から、個人は社会的分業によつて連帯共同生存の關係にある共同生存主義へ進んで行くとし、その主唱者としてのオーギュスト・コント(Auguste Isidore Marie François Xavier Comte, 1798-1857)、レオン・ブルジョア、レオン・デュギュイラを紹介し、該原理により大戦後の世界は改造さるべきだとも論じていた。⁽⁴⁾要するに五来は、クロポトキン事件以前においても、国家を崇高絶対なる権力主体とする考え方をとらず、国家は人間の共同団体とする社会連帯主義、共同生活主義によるものであるから、そこにおいては多様な思想の共存がなくてはならず、単一絶対の思想はないという立場にあった。黎明会講演会に臨んだ五来は、国家は人間の共同体であるがゆえに、多様な思想の共存がなくてはならぬとする彼本来の主張を繰り返したのであって、特別に新しい見解を披瀝したわけではない。しかしながらそのことが、国家をもって崇高にして絶対的な権力主体とする単一思想を毀損したり、あるいは国家を否定する主張を不可とする見解を批判したのであった。五来は森戸事件には一言も触れず、また無政府主義の是非とも一切無関係に、多様な思想を容認してこそ社会が進歩し、逆に思想を統一し単一思想で統制することは社会の進歩を止める危険なる思想であると主張することにより、言論の自由を擁護した。

- (1) 前掲伊藤「大正期、「革新」派の成立」九四頁及び三省堂編『コンサイス人名辞典・日本編』（昭和五十二年三月二十日）四七四頁。なお『黎明講演集』第二巻第四号の表紙目次中、五来の肩書が「早大教授」になっているが、前掲『コンサイス人名辞典・日本編』によれば早大教授には昭和二（一九二七）年になったことになっている。
- (2) 「国家思想の二変」（『大観』大正九年三月一日）は「危険思想とは何ぞや」とかなり重複し、後者は前者の分量の約三分の二である。
- (3) 五来素川「社会革命の将来と国民の覚悟」（『大観』大正八年十一月号）。
- (4) 五来素川「世界改造の根本原理」（『大観』大正八年十二月）。

六 佐々木惣一における法律解釈論と自由

佐々木惣一の講演「大学教授の研究の限界」は大学教授が国家を研究し、学説として、国家の存在を否認することは職務に違反したことはないし、その学説を論文として発表しても、朝憲紊乱罪として処罰を受けるべきものではない、ということを経済論として述べたものである。以下、該講演を要約する。

森戸事件を私の研究している専攻の制度論として観察することが私の任務である。制度論として観る時、該事件は大学教授の研究の限界如何という問題に帰着する。即ち、研究論文を掲載した学術雑誌の発売頒布を禁止し、又は事実においてこれと同様な結果を生ぜしめたことは行政上の処置に属し、論文を公表した教授を職務違反として処置したことも行政上の処置であるが、教授を新聞紙法を犯した者としたことは司法上の処置である。右三点の中、司法上の処置に関しては此処での議論を避ける。

行政上の処置としては、政府が無政府主義の論文を掲載した新聞雑誌の発売頒布を禁止せんとし、又は、事実上是と同様の結果を生ずるような処置を為したということが第一の問題である。このある事項を新聞紙に掲載したために制裁を受けるとした場合、其の新聞紙に掲載された記事の内容が新聞紙法に定めた一定の事実を含んでいる時、その

編輯人、署名人が制裁を受ける場合である。森戸論文が朝憲を紊乱せんとするの事項であるとされているのがこれに当たる。あるいは、或る事項が新聞紙に掲載されたがために、社会の安寧秩序を紊す場合がある。しかし、この場合には、記事の署名人や新聞紙編輯人が犯罪者として罰せられるか否かの問題ではなく、取締まりの問題であるから、取締まりの方法は、其の新聞紙の発売頒布を禁止するという行政上の処置を施せばよい。また、発売頒布を禁止して差し支えないような場合には、内務大臣は、発売頒布禁止という手段以外の他の手段により、實際発売頒布の禁止と同一の効果をもたらす処置を執ることは差し支えないのみならず、それは寧ろ適當である。それ故に、犯罪の可否と行政上の処置の可否とは無関係である。此の場合、適不適の問題が起るとすれば、「論文を引っ込めさせた側の行為に就いてではなく、それを引っ込めた側の行為に就いて起る」のである。

次に行政上の第二の問題、即ち大学教授が無政府主義の学説を立てることが大学教授たる職務に違反するという点であるが、これもまた制度論であり、それは大学令に⁽¹⁾抛り決まる。大学令には、大学の任務は(1)学問の研究、(2)学問の授業、そして(3)国家思想の涵養に留意すべきものとある。(1)、(2)は帝国大学令にもあったが、大学令では(1)、(2)に(3)が附加された。そして今回の森戸事件は、「国家思想の涵養に留意すべき大学教授が、無政府主義の学説を唱ふるのは不都合であると云ふ、一応尤もらしい見解を主張する者を生ぜしむる余地を与へた」、そこで、森戸事件に関して、大学令の解釈が重大ではないかという問題を提出したい。

大学令を解釈する場合、まず「大学の本質」を見失うようなことをしてはならない。大学の本質中、動かす可らざる点は「学問の研究」である。次に大事なことは、現今の大学が大学令所定の任務を行って居るものである、と解釈せねばならぬ。その上で、今日大学が行っていることは現に大学令に依っているものという以外にはないから、所謂国家思想の涵養に留意しているものであるといえる。以上の二点を定めておいて、大学令にいう所謂国家思想の涵養ということの意味を研究してみよう。

国家思想の涵養という時の涵養とは積極的な意味を持ち、養成、注入という意味がある。しかしこの意味に従うならば、今日の大学では理学、工学、医学から法学、経済学、文学でも大部分は国家思想の養成などということは初めから考えていない。しかも今日の大学が行っていることが大学令の下において合法的なものであるとすると、国家思想の涵養とはそれを積極的に解釈できず、消極的に国家思想を妨害しないという程の意味であると解釈するより外はない。

国家思想を妨害しないことが国家思想の涵養であるとしても、国家思想とは何であるかを考えねばならぬ。我々が国家思想という場合、国家を理論的に善悪で考えるのではなく、唯国家の具体的命令に服従するという精神をいうように思う。その精神は、理論的に国家の価値を考察し、国家を吾々の理想から善悪を批評することとは全く別である。そこにおいては、一方において国家の命令に従い、他方において国家を批判することを少しも妨げない。一般に国家を理想の面から否認することがあっても、それにより国家の具体的な命令に背いたことにはならない。即ち、「無政府主義の学説を唱へることは、大学令に所謂国家思想の涵養に留意するの職務に違反するものとはならない」のである。

大学教授が無政府主義の学説を立てることは許されないと初めから定まっていると、到底学問の研究は不可能である。なぜならば、学問は結論を予定せず、論理により結論を自然に出すものであるからである。苟も国家を研究することを認めながら、研究の結果国家の存在を否定することは不可ということは矛盾であり、それは国家の研究を初めから禁じていることに外ならない。国家の研究なしには国家政策は成立しない。国家の研究が許されるならば、その結果として共同生活の理想として国家は無い方がよいということを唱えても学説としてはこれは許されなければならぬ。国家研究の結果、国家存在を否認する学説が起こっても、それは学問研究を職務に違反せず、学問研究という職務を尽した結果である。

結論として、大学教授が忠実なる学術的良心を以て、国家現象を研究し、学説として国家の存在を否認することは決して職務に違反したものであるということは出来ないし、その学説を論文として発表しても、朝憲紊乱事件として処罰を受けるべきではない。次に、政府が論文掲載の雑誌の発表頒布を禁止し、又はそれと同様の結果を生ぜしむる行政上の処置をしたことに対しては、私共と見解の相違を見るのであるが、その処置は違法の行為をしたと非難できない。然らば今回の政府の処置において、内務省側の処置が一番適当だと信じる。

以上が佐々木講演の概略である。以下該講演の特徴を述べる。第一に該講演は、講演題目と全く同一の題名により佐々木が執筆した論文「大学教授の研究の限界」⁽²⁾と同じ内容を語ったものである。佐々木は森戸辰男の特別弁護人として法廷に立ったが、その弁論は前述の論文並びに該講演、及び別個の論文「無政府主義の学術論文と朝憲紊乱事項」⁽³⁾を加えたものであろうという私見は別稿で言及した。⁽⁴⁾

第二に、佐々木は該事件を行政上の処置という方面からのみ論じた。該事件の司法上の処置については法律問題の研究を目的とする会合や、同様の目的を要する専門の学術雑誌等については述べ⁽⁵⁾るが、ここでは穩当でないから論じないとした。穩当でない理由としてまず、今回の事件の論点は新聞紙法第四十二条の「朝憲ヲ紊乱セムトスルノ事項」の解釈如何に存するが、それを述べることは法廷において述べた弁論と同様なことを述べることになる。それは治安警察法が傍聴禁止の弁論を論説することを禁止していることを述べることになり穩当でないからである。また、裁判事件が起きた時、法律家が外部から裁判所の行動に影響を与えるような行為は、是は避けなければならない。それは権力、情実、利益による場合だけでなく、世論の力を以ても、裁判所を牽制する行為は「断然之に反対せざるを得ない」、それは「裁判所の独立を欲する精神ではない」からである。以上の理由により、事件に関し、裁判上の問題になっている論点については論じず、行政上の処置の当否如何という問題だけにするとしたのである。

第三に、佐々木は森戸事件発生以来、社会は「何となく騒いで居る」ことの非を指摘した。「法理論以外に、輿論の

力と云ふやうなもので、裁判を左右」する嫌疑があれば、その「騒ぎの眞の価値を損ずる」、社会が裁判所を牽制するような行動を執ることは、裁判所がそれに依つて牽制されると否とに拘らず、「それ自身がいけないこと」だということであつた。この点をくどいほど念を押していることを明記しておく必要がある。

第四に、無政府主義論文を内務大臣が安寧秩序を紊す危険性があると判断し、発売頒布禁止と同じ結果を生じさせても違法とならないことを指摘した。内務大臣のかかる処置は、違法とならないどころではなく適法である。この場合、適不適の問題が起るとすれば、論文を「引つ込めた側の行為に就いて起る」とした。森戸事件批判者は、森戸論文掲載誌の発売頒布禁止と同様な処置をした内務大臣を含む政府を時代錯誤として批判したことと比較すると大いに相違した。もっとも佐々木は法律解釈上適法だとし、森戸論文擁護者は思想上、道徳上不可とした点において、その立脚点を異にしていた。なお、さらに特記したいことは、佐々木は論文を引つ込めた側の行為に問題があるという点が、他の森戸論文擁護者と比較し、甚だしく異なっていた。この場合、論文を「引つ込めた側」については明記していないが、雑誌の回収を迫つたとされる経済学部教授山崎寛治郎(6)並びに同助教授大内兵衛その他の編輯委員を含む経済学会がそれに該当するだろう。

第五に、佐々木講演は他の佐々木論文、評論の多くと同様に、佐々木の専門とする法律解釈上から論じたものである。この点に関しては佐々木は思想、言論、研究の自由、並びに大学の独立及び無政府主義の思想の可否という点から該事件を論及せず、大学教授の研究の限界並びに無政府主義の學術論文が朝憲紊乱事項に該当するや否やという点を、あくまでも法律解釈の立場に徹して論じ切つたものであつた。かかる法律解釈上からの立論は、森戸擁護論中特筆大書すべきものであつた。

第六に、佐々木は該講演において森戸が論じた無政府主義の是非善悪につき、寸毫も論じない。そもそも森戸論文は国体に反するとして起訴された。したがって、多くの森戸擁護者は森戸の主張した無政府主義は国体に反すること

無く、皇室に無害であり、暴力を是とするものではない等論じた。たとえば、無政府主義はピーター・クロポトキンが独創した思想ではなく、中国には古来、クロポトキンと同様な老荘等の思想があり、これがわが国に導入されてすでに幾百年と経過しているが、人畜に全く無害であると力説したのは三宅雪嶺であった。大文豪トルストイの人道主義はつきつめていくと無政府主義であり、しかもトルストイは暴力反対の平和論者であった。この点からも、無政府主義は国家に危険を与える暴力主義を唯一の手段にするものに非ずと強調したのは安部磯雄であった。吉野作造に至っては、わが主権者である皇室は命令者として存在するのではなく、国民の感謝の源泉でなければならぬところであり、これこそ我が国体が万国に冠絶するゆえんである。かくて我が国は皇室と国民が道德的關係にある、いわば無政府主義的境地にあるとし、あたかも我が国体こそ無政府主義の極致であるかのごとく論じたのであった。⁽¹⁾

しかしながら、佐々木は該講演に限らず、他の論文においても森戸の主張した無政府主義が国体に反するか否か、暴力主義であるか否か、東洋古来の老荘の学と共通しているか否か等については全く触れなかった。佐々木はひたすら、「大学教授の研究の限界」及び無政府主義を學術論文となすことが朝憲紊乱事項に該当するや否やという点に限り、法律解釈論に徹底し、右顧左眄するところが無かった。したがってそこには、森戸の情状酌量を乞い願うというところもまた寸分として無かった。佐々木の姿勢は稟としていて気高かった。

なお附加すべきは、佐々木自身は国家の存在を是認し、国家主義を主張する者であり、無政府主義には「賛成しない」と學術論文「大学教授の研究の限界」の末尾に短い文言において明言していた。さらに佐々木は、他の論文において無政府主義に賛成しない理由を縷縷論じてもいた。⁽⁸⁾己の思想的立場と条文に忠実に法律を解釈するという法律学者としての立場を、佐々木は混同するところはいささかも無かった。

(1) 大学令は大正七(一九一八)年十二月六日、勅令三百八十八号をもって公布し、その第一条は「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理念及応用ヲ教授シ竝其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ヲ涵養ニ留意スヘキモノトス」とあ

った。大正八年四月に施行された。

- (2) 佐々木惣一「大学教授の研究の限界」(『法学論叢』第三卷第三号 大正九年三月一日)。
- (3) 佐々木惣一「無政府主義の学術論文と朝憲紊乱事項」(『法学論叢』第三卷第四号 大正九年四月一日)。
- (4) 拙稿「近代日本思想史上の森戸事件」(慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会編『法学政治学論究』第二十四号 一九九五年春季号)。
- (5) 前掲佐々木「無政府主義の学術論文と朝憲紊乱事項」がその一例である。
- (6) 拙稿「森戸事件序論」(慶應義塾大学法学研究会編『教養論叢』第九十三号・一九九三年三月)。
- (7) 前掲拙稿「近代日本思想史上の森戸事件」。
- (8) 佐々木惣一は「政治に帰れ」(『大正日々新聞』大正九年一月十六日から二月四日)。

七 大山郁夫における抽象的自由論

大山郁夫講演「社会科学に於ける研究の自由」⁽¹⁾は、「研究の自由」と「研究発表の自由」に関する概念を述べたものである。以下該講演を要約する。

現代生活における一切の文化価値の社会化を表現せよということとは、近代民主的精神の要求の一つである。文化価値の社会化とは、文化価値を一般民衆の共有物にするということである。学術研究の成果の社会化もまた、近代民主的精神上から不可欠である。

研究の自由なくして学術の進歩はない。また研究の自由と、研究発表の自由ということは相互に離るべからざる関係にある。森戸事件は、大学における研究及び研究の発表の自由はいまだ我国の社会科学方面においては限界があることを証明した。しかのみならず該事件は、研究及び研究発表の自由を擁護する精神が、帝国大学の教授間に希薄であることを証明した。森戸問題に関して政府が大学にとった態度は、大学における研究及び研究発表の自由に対する

干渉であり、現行法の下において大学側として抗争の余地あるものであったが、大学側は一も二もなく屈服したことは許すべからざる醜態であった。この件に関する直接の責任者である経済学部教授にしても、他学部の教授にしても、多くは沈黙を守り、却って大学外で学問の独立を擁護する熱烈なる運動をよそよそしく傍観する態度を示しているのは我等の怪訝に堪へざるところである。

社会政策学の研究者は、現在の国家社会の組織を縦横に批評しなくてはならないが、そういう場合に、学者的良心ある者が常に危険であるというのでは学術の進歩はない。

以上が大山講演の概要である。大山は、我国において研究及び研究発表の自由を確立することが、一般の言論思想の自由を確立すると共に、学術及び思想の進歩のため、一般社会生活の向上のために絶対に必要であるといふのである。正論であろう。しかし、いま森戸論文が研究の部類に入るものであるか、はたまた研究の範囲を超えて宣伝の範疇内のものであるかという点が問題になっている時、大山はその点について全く論じない。⁽²⁾また森戸論文が朝憲紊乱罪に問われている時、その罪に該当するか否かについても全く触れない。はたまた森戸が主張した無政府主義、森戸が無政府主義を主張するに当たり材として用いたクロボトキンの思想について、大山自身の価値評価をこれまた一切しない。朝憲紊乱罪に問われていた森戸事件は国家と文化の衝突に外ならなかったが、大山は両者の衝突する周辺にすら接近しなかった。大山における研究の自由論は、あたかも燃えさかる火事を対岸に眺めながら、そもそも火事は酸素の燃焼によって生じるものであると講釈していることによく似ている。君子、危きに近寄らずの教訓の実践者であった。

大山の講釈が転じて東京帝国大学及び同大学経済学部教授会等を批評する時は、やや事件に接近し、いささか具体的な批判を加える。たとえば、森戸論文に対する政府の干渉に対し大学側が一も二もなく屈服したことは、大学側の「許すべからざる醜態であつた」とか、森戸の所属した経済学部の教授たちが、森戸に対する政府の干渉に対し一応

の考究も考察もなく一ト堪りもなく屈服したことは、大学の学問の独立、一般社会の言論の自由のために「困つたことである」とはいう。権力を有しない大学や経済学部教授会に対しては多少の罵言を弄しても、国家権力に対しては直接的批判を差し控えるのが大山の言論の自由であった。

しかも該講演における大学当局や経済学部教授会に対する批判も、それ以前のものと比較すると抽象化されている。該講演に先立つ約二十日程前、大山が執筆した森戸事件に関する評論中の大学、教授会批判は該講演中の大学、教授会批判に見られるほど抽象的ではない。たとえば、東大経済学部の一教授が「絶対の学問の独立といふことは容易にいへまい」といつて居るのは、森戸の休職が当然とする発言であろうが、この時期にかかる発言を大学教授自身が言い出して恥じないようでは、「帝国大学における研究の自由などは、てんで問題にならない話である」と論評した。⁴⁾金井延東京帝国大学経済学部長の新聞発言への批判であるが、該講演ではかくも具体的に一教授を論難しなかった。

また、かつては或る大学教授もしくは大学の各学部が、或る教授の論文を一旦その研究機関に採録して「公衆に推薦しながら、後になって、外の性質のもの——たとへば、宣伝的性質のものであるなどいひ出して居た日」には、大若しくは大学の各学部は、学術的に公衆を欺いたものとして非難を受けて当然であり、そういう場合には「各学部の学術方面の代表者たる教授会の各員は、直ちに辞職なり、何なりの、相当の手段に依って、引責しなければならぬ」と述べた。

さらにまた大山は、次のようにもその評論で述べた。すなわち、森戸論文は東大経済学部が研究論文として一定の標準以上に達しているとして発表したものである。しかるに東大経済学部の教授会は、その後森戸論文に関して政府の干渉を受け、「教授会を開き、森戸君の論文が研究的のものといふより、寧ろ宣伝的のもの、若しくは少くとも不穩のもの」だと認めて、これを回収してしまった。「彼等の斯うした態度が学者的自信の態度といへようか」、研究の自由を尊重する学者の遣り方としては、どんな干渉が来ようとも、飽くまでその持論を固守すべきではなかったか。そ

の結果、若し政府がその論文を治安妨害、秩序紊乱等の行政上の理由に依つて処分しようというのなら、「勝手に発売禁止なり、発行禁止なりをさせて然るべきではなかつたか。(中略。しかし) 実際上に於ける彼等の、世にも見苦しき屈服の態度に出たことは、興国同志会の如何はしき行動と共に、近来に於ける学界の二大醜陋事である」と、経済学部教授会に対する語気は極めて厳しかった。大山は、評論においては以上のように具体的に、そして厳しく大学及び経済学部部に詰め寄った。しかるに該講演においては、政府の干渉に対して大学側は何等の抗争をも試みず、一も二もなく屈服するという醜態を示したという短い抽象論で片附けた。

かくて大山は、終始一貫して、権力を笠に着て襲いかかる国家にはニアミスすらしなかつたが、権力を有しない大学、教授会、教授個人には雑誌評論においてはのびのびと痛罵した。大山の力に対する選球眼は冷徹であつて、正義、人道、友情等の情緒により鈍ることはなかつた。また、大学、教授会、教授個人に対する痛罵も、一定の水準以上の読者を対象とする雑誌においては奔放に浴びせるが、二千名の一般聴衆を前にして、従らに聴衆を煽るような言辞は控えた。大山は、該講演会において予め問題を生じないように練り上げた完全原稿を用意した上で講演に臨んだのではないかと思われる。したがつて、該講演と全く同一の原稿を該講演会と同日の日附に脱稿したとして、『我等』に渡すことができた。

(1) 大山は『我等』第二巻第三号(大正九年三月号)に「社会科学に於ける研究の自由」を執筆年月日を「九一二一〇」として発表した。大正九年二月十日は黎明会の「言論の自由に就て」講演会の当日である。該講演と『我等』の大山論文とは全く同じものである。しかし、大山は両者は同一のものであることを、どちらにも記していない。

(2) 大山はこの点について「研究の自由と研究発表の自由」(『新小説』第二十三 第二巻 大正九年二月号)において、「附記」の中で文字通り付け足し程度に触れてはいるが、上記評論でも、また該講演でも論じ来り論じ去るということはない。

(3) 拙稿「国家と文化の対立―森戸事件をめぐつて―」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六十六巻第七号 平成五年七月)。

(4) 前掲「研究の自由と研究発表の自由」。但しここで引出されている東大経済学部の一教授の発言記事は『時事新報』大正九年一月十八日号とされているが、そうではなくて一月十七日号の「学問の自由独立も／国家在つての事／正当な処置を執つた／考へであると金井博士語る」である。

八 吉野作造における変幻自在的自由論

吉野作造の講演「危険思想の弁」は、無政府主義思想が危険に非ずと弁じたものである。以下該講演を要約する。自分は多くの点で森戸と同意見である。森戸が無政府主義者であるならば自分も無政府主義者である、故に若し森戸が無政府主義思想のために朝憲紊乱の罪に問われるならば、自分も同じく朝憲紊乱の罪に問われるべきである。森戸が主張する無政府主義の思想を朝憲紊乱と解釈された理由として、第一に識者の偏狭、第二にアナキズムに関する無智蒙昧、第三に理想の放棄による打算、第四に階級的利己主義が考えられる。

第一の識者の偏狭である。アナキズムは、(1)ユートピアン・アナキズム、(2)サイエンティフィック・アナキズム、三、ヒューマニテリアン・アナキズムと三段階の発達をきている。ユートピアン・アナキズムは君主、貴族を呪い、国家を否認するから危険である。サイエンティフィック・アナキズムは政府、国家組織を学問的に研究した結果、これを不可とするものであり、ピーター・クロポトキン(Pytor Aleksovich Kropotkin, 1842～1921)がこの説の創始者である。尤もクロポトキンの性善説によるアナキズムは今日容れられない。ヒューマニテリアン・アナキズムは国家、政府を否認しないが、ただ強制組織をもって社会生活上の唯一の統括原理とするのは謬見であるとし、理想の極限の社会は権力の要らない社会である、とする。今日のアナキズムはこのヒューマニテリアン・アナキズムである。しかし、権力、統括によらなければ社会生活を営むことは不可能ではないかという者がいるが、それは人類、同胞を信じることなく、自分だけを偉いとする人生観の偏狭からくるものである。アナキズムを危険

思想とする第一原因はこの識見の偏狭にある。

第二は、無智蒙昧である。森戸論文の根幹は、権力の支配に換えるに徳の支配を以てするという思想である。かかる非暴力的で、人道主道の立場に立つものを危険であるというのは、ヒューマニテリアン・アナキズムに対する無智蒙昧に由来する。

第三は理想を無視して利己的打算に基く考えである。人間には善くない面をもつ者もいる。しかし少々悪い事をする者、危害を加える者がいても、此方から柔順になるようにし、向うから友達になるようにすべきである。こういう理想を吾々が労資関係、植民地統治、対外問題に応用する時、利己的にしか物事を考えない者は、吾々の理想論を危険視するのである。

第四は、階級的利己主義である。吾々の立場は国内問題はいうまでもなく、朝鮮問題、支那問題、西伯利亞問題を、権力ではなく道義的に解釈しようとする。しかし、これを否認する階級的利己主義があり、これがアナキズムを危険視する。

以上、アナキズムを危険視する四原因を論じた。私は真に国家を憂えるがゆえに、自己の信じるところを論ずるのであるが、それを危険であるというのは博愛に対する偏狭、聡明に対する無智、理想に対する打算、正義に対する利己主義が禍いしているのである。識者願くは冷静に吾々の立場を解せよ。

以上が吉野講演の要約である。吉野は該講演において、現代のアナキズムは、森戸が主張した無政府主義論を含めてヒューマニテリアン・アナキズムであるから危険でないと弁明したのである。それは吉野が森戸事件以後、順次発言してきた見解と比較すると随分と変質したものになっている。吉野は事件直後、森戸論文は危険性を帯びているから、経済学部教授会において問題になったのは已むを得ないとし、森戸が起訴された直後も物議を醸すに至ったのは致仕方がないとしていた。⁽¹⁾それが大衆とマスコミに迎合し、「変幻出沒的論文」を書くことにより、その結果「筒

井順慶式の卑怯な振舞い」をしたとさえ非難され、学者的良心を疑われた。⁽²⁾しかるに該講演の冒頭において、自分は森戸と同意見である、森戸が無政府主義者であるなら自分も無政府主義者である、森戸が朝憲紊乱の罪に問われるなら、自分も朝憲紊乱の罪に問われて然るべきだ、というに至っては、これぞ吉野の俗物性を示す立派な証拠になってしまった。

第二に、吉野は該講演において自分を「相当愛国者」、「国家を重んずる所の考え」の持主、「真に国家を憂うが為に」と自称するが、他方、森戸はその頃の自己の論文において愛国心を売り物にはしなかった。吉野は愛国を繰り返すことにより、自己にふりかかる火の粉を防ごうとしていたことはわかる。それだけに、この時期における吉野は、森戸と比較しすこぶる保身に長けていたことがさらによくわかる。

第三に、吉野は該講演において一言半句も無政府主義と皇室との関係を論じなかったが、このことは吉野が再び身をかかわしたことを意味した。森戸論文は朝憲紊乱に問われているのである。こうした問題に対し、初めは吉野は森戸論文は危険とし、ついで掌を返すがごとく森戸擁護に転じ、わが皇室こそ無政府主義者の権力によらない統括という理想を実現しているとする「変幻出没的論文」を執筆した。しかるに吉野は、無政府主義者の理想イコール日本皇室論を該講演において一言たりとも触れなかった。これは無政府主義者の理想イコール日本皇室論は、ロシア革命に憧憬する当時の日本のマスコミ、評論界の大勢に歓迎されないと判断して引っ込めたものであろう。吉野はここでまた身をかかわした。かくて吉野は状況と場所によりカメレオンのように変化する風に戦々葦であった。⁽³⁾

該講演を吉野作造の森戸事件に関する一連の発言の中で検討すると、ここにおいては吉野をもって大正デモクラシーを代表する理論家といえる面は稀薄であったといえる。吉野は機を見るに敏であり、それゆえにマスコミ遊泳術を身につけた達人であった。

- (1) 拙稿「森戸辰男事件序論」(慶應義塾大学法学研究会編『教養論叢』第九十三号 一九九三年三月)。
- (2) 拙稿「森戸事件と吉野作造の『クロボトキン論』」(慶應義塾大学法学研究会『法学研究』第六十七巻第八号 平成六年八月)。
- (3) 拙稿「近代日本思想史上の森戸事件」(慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会編『法学政治学論究』第二十四号 一九九五年春季号)。

九 結 語

人間の思想は、各人により異なる。とりわけ黎明会は、個人の思想を尊重する民主的思想団体であったから、森戸事件に対する会員各自の立場は異なるものがあつた。森戸事件は、国家と思想・文化の衝突事件であつた。したがつて該事件をめぐる講演会において壇上に立った講師の弁は、必然的に思想・文化は国家に対して絶対に自由であり得るかという問題に関わらざるを得なかつた。もっとも、その関わり方は、燃えさかる火中に飛び込みながらの関わり方と、火事を対岸に眺めながらの関わり方があつた。火中に飛び込みながらの関わり方とは、森戸が主張した無政府主義について自己の認非認の態度を表明することをいう。この立場をとつた者が福田徳三、吉野作造である。火事を対岸に眺めながらの関わり方とは、森戸が主張した無政府主義とは必ずしも直接に関わらず、研究発表及び言論の自由の一般論について哲学的、法律解釈論的、または抽象的思想として論ずることである。この立場に徹した者が桑木厳翼、佐々木惣一、大山郁夫、五来欣造であつた。木村久一は両者の中間にあつた。

無政府主義は国家を否定する思想である。明治憲法体制下の日本において無政府主義に直接論及しながら、自由論を展開することは至難である。とりわけ福田は「万世一系」の君主を戴く「君主国日本」を「国体の精華」とする考えを根底において持つ人間であつた。福田においては、国体は批判不可能な絶対的なものであつた。かかる思想の持

主が、言論の自由を論じても、それが独逸に関する論述である限り颯爽としているが、いったん日本に論述が及ぶと一刀両断に自由を談じることはできない。絶対者を前提として絶対的自由論は成り立たない。福田の自由論の結論は、言論、研究の自由は絶対的に非ずというものにならざるを得なかった。吉野作造は該講演において、無政府主義思想を論ずることが朝憲紊乱罪になるのであれば、自分も無政府主義を理想とする者であるから処罰して欲しいと述べた。しかし、事件当初、森戸の無政府主義の主張が処罰されても已むを得ないと難じたり、日本の皇室は無政府主義の極致であるかのごとき発言をしてきた事実を承知している者は、これもまた吉野特有の変幻自在の処世術であったと理解せざるを得ない。明治憲法体制下における自由論は、具体的事実を真正面からとり上げて論ずる場合、福田、吉野のごとく矛盾・曖昧乃至は変幻自在にならざるを得ない。

桑木巖翼は文化主義の立場から、思想の価値は多様かつ独自のなものであると純哲学的に論じ、五来欣造は社会連帯主義の立場から、多様な思想の共存だけが社会の進歩をもたらすとする社会哲学を語り、佐々木惣一は大学教授の研究の限界につき純法律解釈論を述べ、大山郁夫は抽象的に研究の自由なくして学術の進歩はないと弁じた。いずれも雄弁に思想・文化の自由の重要さを哲学的、論理的、形式的に十分に論じてはいた。抽象的な言文を理解し、それを享受できる者は桑木、佐々木、五来、大山の論議の中に自由の重要不可欠さを感じたに違いないが、森戸の無政府主義論に直接論及しない分だけ物足りなく感じただであらう。こうした抽象論で終始せざるを得ないことも、明治憲法体制下の自由論としては已むを得なかった。木村久一は、言論思想の絶対自由を論じながら、無政府主義の主張も、人間にはミソネイズムの本性があるから伝播を憂慮する心配はないと論じた。しかし木村講演の特徴は森戸が帝大教授であったから騒がれるのであり、私大教授であったならばここまで騒がれたかどうか疑問であると論じたところにある。そのことの中に、大正期のデモクラシーの底に潜む、およそデモクラシーとは相容れない事大主義の存在を衝いていた。

総じて福田、吉野は矛盾と変幻自在の中に、桑原、佐々木、五来、大山は抽象論で身をかばう中に、そして木村は日本社会に潜む事大主義を皮肉る中に、大正期日本のデモクラシーの実像を等身大に写し出していた。